

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から48年3月まで

私は、婚姻した昭和46年10月の2年か3年後に国民年金の加入手続を行った際、市役所職員から、過去の未納期間の納付を勧められたため、後日、市役所で国民年金保険料を納付するとともに、市役所職員から「これで空白期間は無い。」と言われたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、当該保険料には、事業所を退職後に請求した厚生年金保険の脱退手当金約2万5,000円を充てた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、付加保険料の納付も認められることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は第2回特例納付及び過年度納付により納付できる期間であり、申立人が納付していたと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料に、社会保険庁の記録上、納付済みとされている昭和48年度及び49年度の国民年金保険料を加えた場合の金額とおおむね一致している。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和47年1月に脱退手当金2万4,600円を受給していたことが確認できる上、申立人が国民年金保険料を納付したとする市役所の庁舎内には、申立期間当時、特例納付及び過年度納付による国民年金保険料を収納できる金融機関が存在していたことから、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、事業所を辞めた後、昭和 46 年 8 月に、妻が、国民年金の再加入手続を行うとともに、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①のうち、昭和 52 年度の国民年金保険料については、時効経過後の昭和 55 年 5 月に過年度納付されていたことから、同年 9 月に還付されていたことが確認できるが、申立人が昭和 52 年度の国民年金保険料を納付した昭和 55 年 5 月の時点で、申立期間②は過年度納付できる期間である上、当時の社会保険庁の取扱いでは、過誤納保険料について、充当可能な未納期間がある場合、当該保険料を充当することとされているものの、申立期間②に充当されていないことから、当時、申立期間②については納付済みとされていたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の妻が申立人の申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付をしていたとされる申立人の妻は国民年金保険料の納付金額について記憶が明確でない。

また、市町村の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の妻は、昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が台風罹災免除期間とされていたことが確認できるが、申立人には当該記録が見当たらないことから、その時点では、申立人は国民年金の再加入手続を行っておらず、申立人の妻のみが免除対象とされていたものと考えられる。

さらに、申立期間①は、80 か月と比較的長期間である上、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻も、当該期間のうち、昭和 46 年 8 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間が未納とされており、ほかに申立人の妻が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで

私は、昭和39年3月21日から平成15年1月31日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録により、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、人事記録により、申立人は昭和44年6月26日にA社B営業所から同社B営業所C出張所に異動したことが確認できるが、社会保険事務所の記録によると、同社B営業所C出張所は、同社C営業所として45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人は、異動日である昭和44年6月26日以降もA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上（昭和45年3月15日に資格喪失）、申立人が提出した昭和45年3月分から同年5月分までの給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の昭和45年2月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年4月までの期間及び同年11月から8年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月から同年4月まで
② 平成7年11月から8年2月まで

私は、勤務先を退職する都度、父親の車に乗せてもらい、いろいろな手続のために連れて行ってもらった記憶があることから、国民年金についても加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、婚姻後に国民年金第3号被保険者の届出をしたことを契機に平成9年10月に払い出されており、払出時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、申立期間②は過年度納付によることとなるが、申立人は、9年2月に婚姻して以降、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額及び納付方法等について具体的な記憶が無く、申立人が勤務先を退職する都度、いろいろな手続のために連れて行ってもらったとされる申立人の父親は既に他界していることから、申立人の主張を裏付ける証言は得られず、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年4月までの期間、45年3月から同年6月までの期間、46年2月から48年3月までの期間及び48年12月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年4月まで
② 昭和45年3月から同年6月まで
③ 昭和46年2月から48年3月まで
④ 昭和48年12月から50年2月まで

私は、昭和36年4月ごろ、元妻が、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の元妻は既に他界しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は合計で142か月と長期間に及んでいる上、申立人の元妻も当該期間は厚生年金保険被保険者期間を除き未納期間とされており、ほかに申立人の元妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から48年3月までの期間及び48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年8月から48年3月まで
② 昭和48年7月から50年3月まで

私は、夫が事業所を辞めた後、昭和46年8月に、国民年金の再加入手続を行うとともに、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月以降、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付していたと主張しているが、申立人の夫も申立期間は未納とされている上、申立人が居住していた市町村では、申立期間のうち大半の期間において、国民年金保険料の納付書は3か月ごとの納付様式であったことが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金保険料の納付金額について記憶が明確でないなど、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 432 (事案 24、295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 62 年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 62 年ごろまで

私は、平成 20 年 1 月及び同年 12 月に、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない旨の通知を受けたが、昭和 50 年 2 月に勤務していた事業所を退職した直後に、市役所で妻の分と併せて国民年金の加入手続を行うとともに、市役所から納付書が送付されなくなるまでの期間の国民年金保険料を納付していたことは確かであることから、これを裏付ける新たな資料として、申立期間当時の市役所職員 6 人の申述書を提出し、改めて申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は昭和 50 年 2 月に勤務していた事業所を退職した直後に、妻の分と併せて国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立期間を含め国民年金に未加入とされていること、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によれば、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の受付日は 51 年 6 月 2 日とされているとともに、当該受付処理簿の被保険者の氏名は連番で記載され、申立人の手帳記号番号の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められないこと、申立期間は 10 年以上の長期間に及んでおり、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 1 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、当時の市役所職員から「申立期間当時、国民健康保険の加入手続をされた方については、国民年金の加入手続もするように伝えていた。」旨の証言を得たことから、国民年金にも加入していたはずで

あると主張して申立期間に係る再申立てを行ったものの、これだけでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことなどから、平成20年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、この度、申立人は、申立人の主張を裏付ける新たな資料として、申立期間当時の市役所職員6人の申述書を提出しているが、これは申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものとまでは言い難く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、夫が、勤務していた事業所を昭和 50 年 2 月に退職した直後に、市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、市役所職員に勧められ、夫婦の国民年金の加入手続を行うとともに、同市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を国民年金印紙代金預り証により納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している国民年金印紙代金預り証によれば、社会保険庁の記録上、納付済みとされている昭和 51 年 4 月からは検認印が押されているが、申立期間は空欄とされている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿及びその前後の国民年金被保険者の資格記録から、51 年 2 月から同年 6 月までの間に払い出されたものと推認され、申立期間のうち大半の期間の国民年金保険料を納付するには、さかのぼって納付することとなるが、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の夫は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫が、夫婦の国民年金の加入手続を行うとともに、市役所で夫婦二人分の国民年金保険料を国民年金印紙代金預り証により納付していたと主張しているが、申立人の夫は、当初、「国民年金の加入手続は夫婦二人分を同時に行ったが、国民年金保険料は夫婦別々に納付していた。」と申し述べているなど、納付に関する記憶は曖昧である上、社会保険庁及び市町村の記録上、申立人の夫が申立期間を含め国民年金に加入した記

録は確認できない。

さらに、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言が得られず、ほかに申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 10 月ごろからA社にBとして勤務し、勤務してから間もなく健康保険証をもらった記憶があるにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する履歴書及び同社の上部機関であるCが保管する人事記録補助カードにより、申立人は、申立期間において、同社にBとして勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険庁の記録により、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入している複数の同僚の資格取得日と、Cが回答する雇入れ日を比較すると、雇入れ日後1か月から13か月経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が散見される上、当時の複数の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の有無等についての供述は得られない。

また、申立期間を含む前後の期間について、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間中である昭和 52 年 10 月 27 日に国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる上、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、54 年 7 月には、A社における厚生年金保険の被保険者期間（昭和 53 年 6 月から同年 9 月までの期間）を

含む 53 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料が還付されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は還付されていないことから、申立期間において、申立人は、厚生年金保険に未加入であったものとするのが相当である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から 60 年 9 月まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、給料支払明細書に記載された支給額よりも低額であるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料支払明細書に記載されている支給額を基に標準報酬月額を算定すべきと主張しているが、申立期間について、申立人から提出された給料支払明細書上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額（14 万 2,000 円、15 万円及び 17 万円）と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致している。

また、A社は、「時期は明確でないものの、従業員からの要望により、給与の一部を標準報酬月額の算定の基礎となる報酬月額に含めない一時金として支給する形にし、給与手取額が多くなるよう標準報酬月額とそれに基づく厚生年金保険料額を低くしていたことがある。」旨供述している上、当時の同僚も、「給与手取額が少しでも多くなるよう、先輩従業員が事業主に掛け合い、厚生年金保険料額を下げていた時期があった。」旨供述している。

さらに、申立人と同一職種であったとされる同僚の昭和 55 年 12 月分及び 58 年 12 月分の給料支払明細書を見ると、申立人と同様に、支給合計額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額を超えているが、厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票を見ても、申立

人の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡^{こんせき}は認められず、ほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 25 日から 39 年 8 月 1 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険の番号を含む前後の者で、社会保険庁のオンライン記録により、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ3年間に資格喪失している女性42人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、39人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち32人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち連絡先が把握できた2人は、「退職時に会社から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求は会社がしてくれた。」、又は「自分では脱退手当金の請求手続はしていないが、銀行に脱退手当金を受け取りに行ったことは覚えている。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年8月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月27日まで
申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和21年2月1日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがわれない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和26年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがわれない上、申立人の被保険者台帳記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間が別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。